

2025 年 8 月 28 日

大 阪 市 教 育 委 員 会
教育長 多田 勝哉 様
大阪市こども青少年局
局 長 佐藤 充子 様

大 阪 市 教 職 員 組 合
執行委員長 三谷 和義

2025 年度 教職員の勤務労働条件ならびに施設設備の改善に関する要求書

大阪市教職員組合は、教職員の勤務労働条件ならびに施設設備の改善について、以下のとおり要求する。大阪市教育委員会（以下、教育委員会）ならびに大阪市こども青少年局（以下、こども青少年局）におかれては、これらの要求を真摯に受け止め、要求実現のために努力されたい。

<勤務労働条件について>

1. 教育委員会ならびにこども青少年局は、労使対等の原則を厳守して市教組との誠意ある協議を行い、勤務労働条件に係る事項について一方的な実施を行わないこと。
2. 学校園職場における教職員の休憩時間の取得状況を明らかにするとともに、改善に向けた具体的方策を述べること。
3. 時間外勤務をはじめとする教職員の長時間勤務の実態とともに、教育委員会に設置されている「学校業務改善ワーキンググループ」での協議内容について明らかにされたい。
4. 学校園職場の労働安全衛生委員会の開催状況や、長時間勤務職員に対する面接指導の実施状況を明らかにするとともに、労働安全衛生体制の更なる充実を図ること。
5. 教職員の病気休職者や早期退職者が他府県に比べて多い現状について、教育委員会の認識と具体的方策を述べること。また、メンタルヘルス対策事業の充実を図ること。
6. 時間外在校等時間を形式的に上限の範囲内とするために、週休日・休日を含めて、実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することのないよう周知徹底すること。また、その上限時間を遵守することのみを目的として、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならないことについても周知徹底すること。
7. 学校の働き方改革推進のために、文科省が示している「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」に対する教育委員会の考え方を明確にし、役割分担や適正化を推進すること。

8. 「部活動の地域移行事業」により、中学校教員の部活動の負担が実際に削減されているか、検証すること。地域移行が完了するまで当面、教員特殊業務手当を増額すること。
9. 教職員定数の改善と業務負担軽減を図るとともに、スクールサポートスタッフなどの増員を行うこと。また、障がいのある子どもの教育保障に向けて、特別支援教育サポーターの更なる拡充と待遇改善を行うこと。
10. 教職員の定期健康診断の更なる充実を図るとともに検診結果に基づく精密検査を実施すること。また、「要精密検査」「要受診」等で受診を行う教職員については、職務免除扱いとすること。
11. 福利厚生事業については、教職員の健康維持と勤務意欲向上につながるよう、更なる充実を図ること。
12. 政令市への移管により、教職員の給料や退職金が大きく引き下げられた。教職員の働く意欲を向上させるためにも現行の給料を大幅に引き上げること。実質賃金のマイナスが続いていることから、若年層だけでなく、中高年層の給料も引き上げること。
13. 雇用と年金の確実な接続を図るとともに、暫定再任用制度の処遇改善および、60歳以降の給与改善に努めること。とりわけ55歳での昇給停止を廃止すること。
14. セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、各ハラスメント防止のための指針やガイドラインを、すべての職場に周知徹底すること。また、防止のための具体的方策について述べられたい。
15. 教職員の人事評価については絶対評価とし、評価結果については給与等に反映させないこと。また、評価制度の向上に向けて管理職を含む教職員へのアンケートを実施すること。さらに、評価者に対する研修の充実を図ること。
16. 学校のICT化が真に学校の働き方改革に寄与するものとなるよう、改善を行うこと。また、校務用パソコンにある個人情報の漏洩を防ぐ観点から、授業用パソコン（専用機）を復活させること。
17. 年間標準時数を大幅に超えないようにするため、週当たりの授業時数に余裕を持たせるよう、各学校に指導すること。また、カリキュラムの編成権は学校にあることから、「総合的読解力育成カリキュラム」など年間を通して授業時数を圧迫する取り組みを押し付けないこと。
18. 教職員の年休取得を適切に推進できるよう管理職に対して指導を行うこと。校園長は労働基準法の趣旨に鑑み、所属職員が計画的に年次休暇を取得できるよう配慮すること。そのために、現在の4月付与を10月に移行されたい。

19. 政令市移管により後退した時休の分割取得を復元すること。
20. 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務について、取得対象児童の年齢を引き上げること。
21. 介護休暇と子の看護等休暇について、取得要件を拡大すること。
22. 「大阪市特定事業主行動計画」の趣旨を踏まえ、育児短時間勤務や部分休業の取得対象年齢を引き上げるとともに、育児職免を有給扱いとすること。また、男性教職員の育児休業取得を促進するための施策を講じること。
23. 非常災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するための特別休暇を創設すること。
24. 更年期障害などに対応できる休暇制度を創設すること。
25. 不妊治療については、その治療状況に応じて必要な日数の取得が可能となるよう改善を図ること。
26. 欠員補充制度について、特別専科教諭が導入されたが、学校事務職員、養護教諭、栄養教諭に対しても、抜本的な改善につながる制度を創設すること。

<施設・設備について>

27. 校園内の通信環境を向上させるため、通信速度の調査と改善工事を行うこと。
28. すべての子どもが安心して学校園生活が送れるよう、学校園内すべての場所のバリアフリー化を行うこと。
29. すべての教室にエアコンを設置し、老朽化した設備の更新を速やかに実施すること。
30. 給食調理施設を改善し、衛生管理の徹底と児童生徒への安全・安心な給食提供を確保すること。
31. 特別支援学級および通級指導教室設置校において、活動場所の確保を教育委員会の責任において早急に行うこと。
32. 男女別休養・更衣室を早急にすべての職場に設置すること。特に、幼稚園においては、更衣室の設置及び設備の充実を行うこと。また、休養・更衣室に空調設備（エアコン）を設置するなど、整備基準を改善するとともに、老朽化した休養・更衣室の改修を早急に行うこと。
33. 幼稚園の休園・廃園を理由として、施設の修繕・維持を停滞させないこと。また、幼稚園の教育環境を維持・改善するため、必要な予算措置を講じること。とりわけ、全園に無線 LAN 環境の設置を早急に行うこと。

以上